

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当 日 が 休 日 に 当
た る と き は、そ
の 翌 日)

	クリーニング師試験	調理師試験
	ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験	科目別得点、学科総合得点及び実地総合得点
計量証明事業主任計量者試験	得点	得点
技能検定試験	総合得点	ク
職業訓練指導員試験	ク	ク
改良普及員資格試験	ク	ク
農業機械士技能検定試験	ク	ク
入学選抜試験	ク	ク
畜人・授精師養成講座	ク	ク
鳥取県立農業大学校入学者	ク	ク
家畜受精移植師養成講座	ク	ク
林業改良指導員資格試験	ク	ク
狩猟免許試験	ク	ク
水産業改良普及員資格試験	ク	ク
総合得点	ク	ク
知識試験の得点及び適性試験の結果	得点	得点
農林水産部農務課	農林水産部畜産課	農林水産部経営指導課
農林水産部森林保全課	農林水産部森林	商工労働部商政課
農林水産部水産課	農林水産部水産課	生活環境部県民生活課
		福祉保健部健康管理課

なお、職員選考採用試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百分点満点に換算した得点によるものとする。

		鳥取県人事委員会告示第三号	
		人事委員会告示	
		鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第二号）第十九条第一項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成十一年九月鳥取県規則第六十一号）第十条の規定により次のとおり告示する。	
		平成十一年十月一日	
鳥取県人事委員会委員長	坂田 賢一郎		
	一 口頭による開示請求ができる個人情報の内容等	個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容
鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）並びに鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）のうち試験の区分が一般事務及び学校事務のもの	第一次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位	第一次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位	第一次試験の不格者にはつては第一次試験の合格者発表日から第一次試験の合格者にあつては最終合格者発表日から一月間
鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）のうち試験の区分が一般事務及び学校事務のもの	第二次試験の受験者の試験種目ごとの得点	第二次試験の受験者の試験種目ごとの得点	最終合格者発表日から一月間
第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点との総合得点及び最終順位	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点との総合得点及び最終順位	第一次試験の不格者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位	第一次試験の合格者発表日から一月間
鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）のうち試験の区分が警察事務のもの			

鳥取県警察官採用試験（大學卒業程度）及び鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

第一次試験の不合格者（警視庁又は兵庫県の警察官を併せて志望している者を除く。）の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位

第一次試験の合格者発表日から一月間

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百点満点に換算した得点によるものとする。

一 開示請求ができる場所

鳥取県人事委員会事務局

三 開示請求ができる期間の特例

次の個人情報取扱事務について口頭による開示請求ができる期間は、一にかかわらず、平成十一年十月一日から同月二十九日までとする。

- (一) 平成十一年度鳥取県職員採用試験（大學卒業程度）
- (二) 平成十一年度鳥取県警察官採用試験（大學卒業程度）

企 業 局 告 示

鳥取県企業局告示第一号

鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第三号）第十九条第一項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成十一年九月鳥取県規則第六十一号）第十条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片山善博

口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
職員採用選考試験（現業職）	第一次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験における順位	第一次試験の不合格者については第一次試験の試験結果の通知日から、第一次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から一月間	企業局総務課
第二次試験の試験種目ごとの得点	第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点及び最終順位	最終試験結果の通知日から一月間	
第一次試験の合計得点と第二次試験の合計得点及び最終順位	タ	一月間	

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ百点満点に換算した得点によるものとする。